

令和5年度  
鹿児島市婦人相談員（会計年度任用職員）  
募集要項

応募期間

令和5年9月19日（火）から  
募集定員に達するまで

鹿児島市こども福祉課

## 令和5年度鹿児島市婦人相談員(会計年度任用職員)募集要項

### 1 職名、職務内容及び採用予定人員

職名	業務内容	採用予定人員
婦人相談員	配偶者からの暴力、家庭内のもめごとや離婚などの問題を抱える女性に対して、電話・面接による相談や必要な助言、指導を行うこと、並びにこれらに付随する業務	1名

### 2 任用期間

採用日から令和6年3月31日まで

※年度を超えての更新はありませんが、任期ごとに面接や従前の勤務実績に基づく客観的な能力実証を行ったうえで、2回までは公募によらず、再度任用されることがあります。

### 3 勤務場所及び勤務時間等

#### (1) 勤務場所

鹿児島市役所こども福祉課（鹿児島市山下町11番1号）

#### (2) 勤務時間

月～金曜日の週5日勤務で、1週間の勤務時間は28時間45分です。

※各勤務日の勤務時間は、下記のAからCのいずれかの時間を、所属長があらかじめ指定します。（勤務時間には、1時間の休憩時間が含まれます。また、業務の状況に応じて、時間外勤務を命じる場合があります。）

A：8時30分～15時15分

B：10時30分～17時15分

C：9時15分～16時

#### (3) 勤務を要しない日

土・日曜日、休日、年末年始（12/29～翌年1/3）※年次有給休暇、病気休暇等あり

### 4 報酬

給料（報酬）額は、鹿児島市会計年度任用職員の給与等に関する条例に基づき、実務経験や職責等を考慮の上、決定します。（下記の給料（報酬）額は令和5年4月現在の給料表によるものです。給料（報酬）額については、給与改定等により変動する可能性があります）

月額：148,600円～170,200円

※その他、期末手当、通勤手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます

## 5 社会保険等

健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入。公務災害補償の適用あり。

## 6 応募資格

次の(1)から(3)の要件を満たす者とします。

(1) 次のいずれかの資格等を有する者であること。

ア 社会福祉士

イ 精神保健福祉士

ウ 臨床心理士

エ アからウまでの資格に準ずる資格等を有する者

オ 婦人保護施設、母子生活支援施設等で10年以上の勤務経験を有する者

(2) 簡単なパソコン操作（ワード、エクセルを使った入力作業）ができる者

(3) 次のいずれにも該当しない者

ア 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 鹿児島市職員として懲戒処分を受け、その処分の日から2年を経過していない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 7 服務規程

地方公務員法に規定する服務に関する規定（守秘義務、信用失墜行為の禁止、職務専念義務、政治的行為の制限など）が適用されるとともに、非違行為等があった場合には懲戒処分の対象となります。

## 8 応募方法等

(1) 応募方法及び応募書類

下記の応募書類を持参または郵送でご提出ください。

<応募書類>

・選考申込書（様式あり）

・履歴書（市販の履歴書等に申込日前1か月以内に撮影した正面向きの顔写真を貼付）

・「6 応募資格」の(1)のアからオのいずれかの資格等を有する者であることを証明する書類の写し

※提出された書類は、返却できませんのでご了承ください。

※「選考申込書」は、こども福祉課（本庁本館1階）に配置しております。また、市のホームページからもダウンロードできます。

(2) 応募書類の提出先

〒892-8677 鹿児島市山下町11番1号

鹿児島市こども未来局こども福祉課家庭福祉係（電話 099-216-1260）

※郵送の場合は、表に「婦人相談員選考申込書在中」と朱書きしてください。

(3) 応募期間等

ア 応募期間

令和5年9月19日（火）～募集定員に達するまで

※持参の場合は、土・日曜日、休日を除く。

イ 窓口受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

9 選考

(1) 選考方法

書類審査（応募資格要件の確認）後、面接により選考します。

・面接 個別面接を実施します。

<個別面接の期日等>

書類審査後、個別にご連絡します。

なお、面接当日の交通費の支給はございません。

(2) 選考結果

面接後、文書にて本人へ通知します。

10 選考結果の本人提供

選考の結果については、個人情報の保護に関する法律第69条第2項第1号の規定により、口頭で本人提供を申し出ることができる。

申出できる人	提供内容	提供期間	提供場所
不合格者	総合得点、合格最低点及び順位	選考結果通知日から起算して1か月間	こども福祉課

※本人提供の申出をする場合は、必ず本人（代理は認めません。）が、本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券等）を持参し、こども福祉課（本庁本館1階）へ直接お越しください。電話、郵送等による申出では本人提供できません。

※提供受付は提供期間内の開庁日午前8時30分から午後5時15分までです。

※提供の方法は口頭による伝達で行います。